

大崎上島町障害者福祉計画

障害者基本計画

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画

計画策定の趣旨

現行計画が令和5(2023)年度に満了することにもない、国の「障害者基本計画(第5次)」を踏まえて、新たな「大崎上島町障害者福祉計画」(「障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」)を策定するものです。



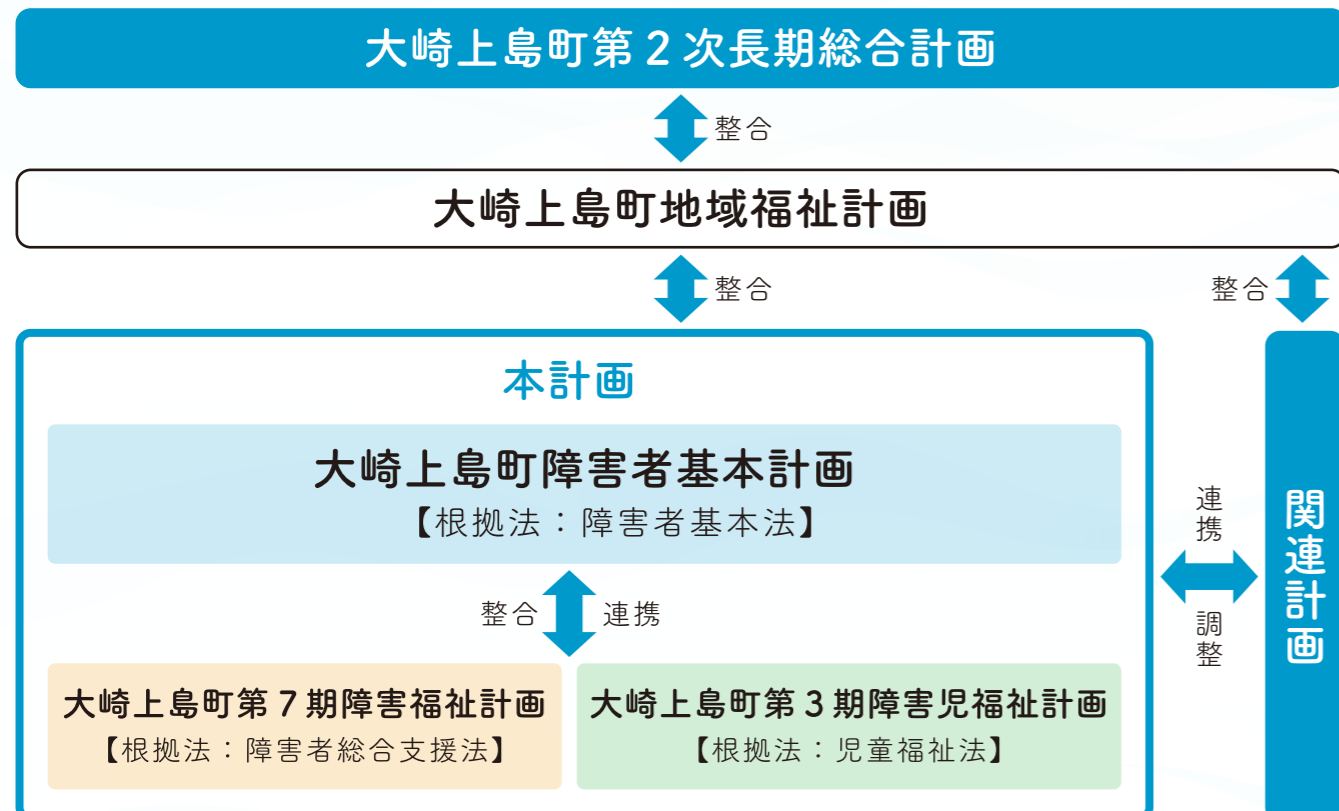
計画の位置付け

「大崎上島町障害者基本計画」は、基本法第11条第3項の規定に基づく計画で、障害のある人に関する施策分野全般にわたる計画となっています。

「大崎上島町第7期障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条第1項、「第3期障害児福祉計画」は児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく計画で、本町の障害福祉サービスや地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量、その確保方策などを定める計画となっています。

また、本計画は、「大崎上島町第2次長期総合計画」のまちづくりの方向性を踏まえ、「大崎上島町地域福祉計画」等の関連計画との整合性を図って策定するものです。

計画の位置付け



第7期障害福祉計画

障害福祉サービスの種類及びサービス(障害者総合支援法等に基づく福祉サービス)

種類	サービス		
介護給付・訓練等給付サービス	訪問系サービス	● 居宅介護 ● 同行援護 ● 重度障害者等包括支援	● 重度訪問介護 ● 行動援護
	日中活動系サービス	● 生活介護 ● 自立訓練(機能訓練・生活訓練) ● 就労移行支援 ● 就労継続支援(A型・B型)	● 就労定着支援 ● 療養介護 ● 短期入所
	居住系サービス	● 自立生活援助 ● 共同生活援助	● 施設入所支援
	計画相談支援	● 計画相談支援 ● 地域移行支援	● 地域定着支援
	自立支援医療費の支給	● 自立支援医療費の支給	● 療養介護医療費の支給
	補装具費の支給	● 補装具費の給付	● 日常生活用具給付
地域生活支援事業	必須事業	● 理解促進研修・啓発事業 ● 自発的活動支援事業 ● 相談支援事業 ● 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業 ● 地域自立支援協議会	● 意思疎通支援事業 ● 日常生活用具給付等事業 ● 手話奉仕員養成研修事業 ● 移動支援事業 ● 地域活動支援センター機能強化事業
	その他の事業	● 福祉ホーム事業 ● 日中一時支援事業	● 社会参加促進事業

第3期障害児福祉計画

障害児福祉サービスの種類及びサービス(児童福祉法に基づく福祉サービス)

種類	サービス	
障害児福祉サービス	● 児童発達支援 ● 放課後等デイサービス ● 保育所等訪問支援 ● 居宅訪問型児童発達支援	● 医療型児童発達支援 ● 障害児相談支援 ● 医療的ケア児コーディネーター
障害のある児童の子育て支援・発達障害者等への支援	● 認定こども園 ● 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ● ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 ● ペアレントメンターの人数	

大崎上島町障害者福祉計画

発行/令和6(2024)年3月 大崎上島町 福祉課
〒725-0401 広島県豊田郡大崎上島町木江4968
TEL(0846)62-0301 FAX(0846)62-0304

計画の期間

「障害者基本計画」の対象期間は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とし、令和8(2026)年度に中間見直しを行います。また、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の対象期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3年間とします。

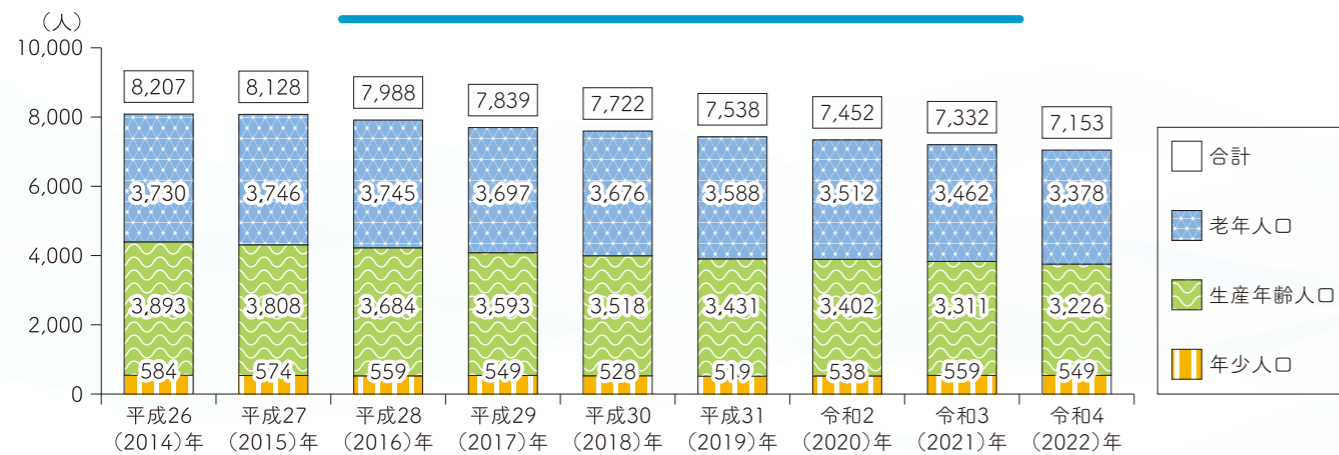
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
大崎上島町障害者基本計画	現行計画 (平成30～令和5年度)			本計画(令和6～11年度) ※令和8年度に中間見直し					
大崎上島町障害福祉計画	第6期計画(現行計画)			第7期計画(本計画)		第8期計画(次期計画)			
大崎上島町障害児福祉計画	第2期計画(現行計画)			第3期計画(本計画)		第4期計画(次期計画)			

人口と障害者手帳所持者の状況

本町の人口は、平成26(2014)年の8,207人から令和4(2022)年は7,153人となっており、減少傾向となっています。

障害者手帳所持者数は、「精神障害者保健福祉手帳」は増加傾向、「身体障害者手帳」の所持者数は減少傾向となっています。「療育手帳」の所持者数は横ばいで推移しています。

人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳(各年1月1日現在、年齢不詳は除く)

障害者手帳所持者数の推移

単位(人)	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
身体障害者手帳	519	483	472	458	432
療育手帳	77	69	69	70	70
精神障害者保健福祉手帳	74	76	77	79	81
合計	670	628	618	607	583

資料：町調べ(各年度末現在)

基本方針

障害のあるなしにかかわらず、町民一人ひとりの権利と個性を尊重する「地域共生社会」の実現に向け、保健・医療・福祉・教育・まちづくり・支え合い活動など、住み慣れた島での暮らしを支える支援を拡充していきます。また、日常生活、雇用の場など社会参加を促進するための活動の場を作るとともに、差別なく安心安全に暮らせるまちを目指します。

計画の理念

共に暮らす大崎上島町を目指して

《障害のある方自身の意欲》×《地域の理解・支え》＝《地域共生社会の実現》

基本目標1 住み慣れた地域における福祉基盤の充実

住み慣れた地域で自立した生活を送り、共に助け合い支え合うために、多様な障害に対応できる相談体制及び生活支援サービスの充実を図ります。また、保健・医療・福祉・教育など関係機関の連携を強化し、障害のある方の権利擁護と、差別解消に向けた取組を進めます。

1 相談及び生活支援体制の充実

- (1) 相談体制の確保とネットワーク化
- (2) 情報提供・広報の充実

3 心身と身体の健康支援

- (1) 疾病の予防と障害の早期発見
- (2) 心身の健康づくりの推進

2 権利擁護の推進

- (1) 権利擁護支援の推進
- (2) 差別解消に向けた取組
- (3) 虐待防止対策の推進

4 自立を目指した生活支援の充実

- (1) 障害福祉サービス等の推進
- (2) 地域における居住の場の確保
- (3) 経済的支援策の推進
- (4) 精神障害のある方の支援体制の確立と地域移行の支援
- (5) その他福祉サービス等の推進

基本目標2 一人ひとりが輝き活躍できる地域の推進

地域生活に特別な配慮と支援を必要とする障害のある方の個性と能力に応じて支援をすることにより、障害のある子どもの心身の調和のとれた発達を支援し、個別の状況に応じた就労の支援や、それを支えるボランティアなどの人材育成を図り、仕事や地域行事、さらに文化活動など、生活する上での様々な場面で、障害のある方もない方も全ての町民が、共にいきいきと「社会参加」できる地域社会の実現を目指します。

1 育ちと学びの支援

- (1) 育ち支援・療育の充実
- (2) 学び・学校生活の支援
- (3) 障害児福祉サービスの推進

2 職業的自立の促進

- (1) 雇用促進と就業機会の拡充
- (2) 福祉的就労と職業体験の支援

3 多様な活動への参加の推進

- (1) 活動の場・機会の拡充
- (2) 参加を促進するための取組

基本目標3 誰もが安心安全に暮らすまちづくり

障害に対する理解を深めるために、町民への啓発を進めるとともに、障害のある方の地域活動への参加を推進します。また、公共施設のバリアフリー化の推進や、町内外への移動支援を強化するとともに感染症対策や自然災害対策の強化を図り、誰もが安心して暮らすことができる安全なまちづくりを目指します。

1 温もりの地域づくり

- (1) 福祉学習の推進と相互理解の啓発
- (2) 交流機会の拡充

2 安心安全な暮らしを支える地域づくり

- (1) 人にやさしいまちづくりの推進
- (2) 防災対策と安心安全なまちづくりの推進